

No.	件名・内容	回答
1	野原、空地等の防火について 【内容】 雑草地の火災予防について (受付No.) 2-2486 (受付日) 令和3年3月3日	ご指摘をいただいた雑草地について確認したところ、過去に管轄消防署から土地の所有者に対して枯草の刈り取り指導を実施した結果、近隣の家屋や道路に面した部分の枯草が除去されており、現在においても火災予防上の危険が少ない状況が維持されているものと認識しております。 私有地の枯草について、その全てを除去させることは難しい状況ではございますが、ご指摘の雑草地も含めたこれらの雑草地については今後も定期的に調査を行い、火災予防上の必要な指導を徹底してまいりますので、今後とも火災予防にご協力をお願いいたします。 (担当) 予防課 (直通電話) 775-1314